

処分等の種類		指示
事実発生年月日		平成30年3月15日
事実探知の動機		苦情相談
聴聞年月日		令和2年1月31日
処分年月日		令和2年2月7日
違反条項又は該当条項		業法第35条第1項
処分等の根拠条項		業法第65条第1項
被処分者	商号又は名称	株式会社ハウスプロデュース
	代表者	代表取締役 福田 龍太
	免許証番号及び免許年月日	北海道知事 石狩(2)第8128号 平成25年12月27日
	主たる事務所の所在地	札幌市東区北23条東16丁目1番5号
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、次の宅地建物取引業法違反があった。</p> <p>平成30年3月15日付け建物賃貸借契約の締結に際し、借主に対し、契約締結までに宅地建物取引士が交付して説明する「重要事項説明書」において、法で義務づけられた説明を怠った。</p>		
原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人又は法人である業者の代表者（主任者資格あり/なし） ・代表者以外の役員又は政令使用人（主任者資格あり/なし） ・一般セールスマン（主任者資格あり/なし） 	